

一般社団法人日本癌治療学会名誉会員・功労会員推薦規程

(適用)

第1条 この規程は、一般社団法人日本癌治療学会（以下「本法人」と略す。）の名誉会員及び功労会員の推薦の原則について、定款第7条に規定することのほかに、以下のとおり定めるものとする。

(名誉会員)

第2条 名誉会員として推薦される者は、原則として会長若しくは理事長を務めた者、又は理事若しくは監事を通算3期6年以上務めた者で、推薦の行われる年の4月1日の時点で65歳以上でなければならない。ただし、本法人設立以前の任意団体日本癌治療学会（以下「旧学会」という。）における任期は、これを通算するものとする。

(功労会員)

第3条 功労会員として推薦される者は、原則として代議員を通算5期10年以上、又は理事若しくは監事を通算2期4年以上務めた者で、推薦の行われる年の4月1日の時点で65歳以上でなければならない。ただし、旧学会における任期は、これを通算する（評議員の任期は、代議員の任期として通算する。）ものとする。

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附則

- 1 この規則は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この規則は、平成21年4月8日から施行する。